

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成28年度

## 行政監査結果報告書

収入未済について

平成29年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、平成 28 年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

新宿区監査委員	岩	田	一	喜
同	濱	田	幸	二
同	白	井	裕	子
同	中	村	真	一

# 目 次

## I 監査の概要

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の趣旨	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の対象部	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の着眼点	2

## II 監査対象の状況

第1	関係法令等	3
1	特別区税	3
2	国民健康保険料	3
3	介護保険料	3
4	後期高齢者医療保険料	3
第2	制度の概要	4
1	特別区税	4
2	国民健康保険料	6
3	介護保険料	7
4	後期高齢者医療保険料	9
第3	監査対象の状況	10
1	収入未済の状況	10
2	収納方法の状況	13
3	滞納整理の状況	16
4	不納欠損の状況	21

## III 監査の結果

第1	総括意見	23
第2	今後に向けて	27

## 資料等

別表	監査委員による質問実施状況	29
資料 1	各課組織図	30
資料 2	対象者数の推移	33

# I 監査の概要

# I 監査の概要

## 第1 監査のテーマ

収入未済について

## 第2 監査の趣旨

平成27年度一般会計及び3特別会計における収入未済額は60億円余、不納欠損額は14億円余となっている。

平成16年度の行政監査においても、特別区税、国民健康保険料、介護保険料についての収入未済をテーマとして取り上げ、対象となった平成15年度の一般会計及び3特別会計の収入未済額は77億円余、不納欠損額は19億円余であったことから、収入未済を発生させないための取組み等について、意見を述べたところである。その後、区では、納付機会の拡大、催告センターの設置、滞納整理支援システムの導入等、様々な取組みが進められてきた。

しかし、依然として収入未済額は60億円余と高水準である。また、その約80%は特別区税や国民健康保険料が占めており、歳入の確保、税や保険料負担などの公平性の観点から、いまだ課題が残っている。

これらのことを踏まえるとともに、税金や保険料は、行政サービスを財政面から支えるものであり、また、区民の公平な負担という観点からも確実な徴収を行う必要があることから、本テーマを再度取り上げることにした。

今回の監査では、一般会計や各特別会計で収入未済が多い特別区税や保険料について、収入未済を発生させない取組みは、適切に行われているか、滞納整理事務は、効率的に行われているか等について監査を行い、今後の収入未済の縮減に資することを目的とする。

## 第3 監査の対象

一般会計のうち特別区税（特別区民税・軽自動車税）、国民健康保険特別会計のうち国民健康保険料、介護保険特別会計のうち介護保険料及び後期高齢者医療特別会計のうち後期高齢者医療保険料

## 第4 監査の対象部

総務部、福祉部、健康部

## 第5 監査の期間

平成28年9月8日（木）から平成29年1月31日（火）まで

## 第6 監査の方法

対象部局に対し調査票及び関係書類等の提出を求めて書面監査を行うとともに

に、関係職員への質問（P29「別表 監査委員による質問実施状況」）等による方法で行った。

## 第7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- 1 収入未済（滞納）を発生させない取組みは、適切に行われているか。
- 2 滞納整理事務は、効率的に行われているか。
- 3 不納欠損処理は、適時、適正に行われているか。

## Ⅱ 監査対象の状況

## Ⅱ 監査対象の状況

監査の実施にあたり、対象部に対し関係書類等の提出を求め、それらにより明らかになった監査対象の状況は、以下のとおりである。

### 第1 関係法令等

#### 1 特別区税

##### (1) 法律・法令

地方税法（昭和25年法律第226号）

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

##### (2) 条例・規則

新宿区特別区税条例（昭和39年条例第57号）

新宿区特別区税条例施行規則（昭和40年規則第2号）

#### 2 国民健康保険料

##### (1) 法律・法令

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）

##### (2) 条例・規則

新宿区国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）

新宿区国民健康保険条例施行規則（平成28年規則第50号）

#### 3 介護保険料

##### (1) 法律・法令

介護保険法（平成9年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

##### (2) 条例・規則

新宿区介護保険条例（平成12年条例第35号）

新宿区介護保険条例施行規則（平成12年規則第102号）

#### 4 後期高齢者医療保険料

##### (1) 法律・法令

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則

(平成 19 年厚生労働省令第 129 号)

(2) 条例・規則

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

(平成 19 年広域連合条例第 44 号)

新宿区後期高齢者医療に関する条例 (平成 20 年条例第 20 号)

新宿区後期高齢者医療に関する条例施行規則 (平成 20 年規則第 67 号)

## 第 2 制度の概要

### 1 特別区税

新宿区の特別区税は、地方税法第 5 条第 2 項及び第 736 条に規定される市町村普通税のうち「特別区民税」、「軽自動車税」、「特別区たばこ税」と第 5 条第 4 項に規定される目的税の「入湯税」の 4 税目である。

区ではこれらの税目について地方税法及び新宿区特別区税条例(以下「区税条例」という。)に基づき、賦課や徴収事務を行っている。

今回の監査対象は、上記の 4 税目のうち特別区民税、軽自動車税である。

#### (1) 特別区民税

##### ア 納税義務者

(ア) 1 月 1 日現在、新宿区に住所を有する者(税率は均等割額及び所得割額の合計額)

(イ) 1 月 1 日現在、新宿区に住所を有していないが、区内に事務所、事業所または家屋敷を有する者(税率は均等割額のみ)

##### イ 税率(平成 27 年度)

##### (ア) 均等割

3,500 円

(区税条例第 13 条では 3,000 円と規定されているが、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 118 号)及び区税条例付則第 15 条により、平成 26 年度から平成 35 年度までは 500 円を加算した額。)

##### (イ) 所得割

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に 6/100 を乗じて得た金額

##### ウ 納期限

##### (ア) 特別徴収

月割額を徴した月(6 月から翌年 5 月)の翌月 10 日

(イ) 普通徴収

第1期 6月30日

第2期 8月31日

第3期 10月31日

第4期 1月31日

ただし、上記の日が土曜日・日曜日・祝日の場合はこれらの日の翌日が納期限。

(2) 軽自動車税

ア 納税義務者

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有し、新宿区を主たる定置場所としている者

イ 税率

軽自動車税の税率については、図表1のとおりである。

図表1 軽自動車税税率表（平成27年度）

車種区分			税率(年額)	
原動機付自転車	総排気量 50 cc 以下（ミニカーを除く）		1,000 円	
	定格出力 0.6kw 以下			
	総排気量 50 cc を超え 90 cc 以下		1,200 円	
	定格出力 0.6kw を超え 0.8kw 以下			
	総排気量 90 cc を超え 125 cc 以下		1,600 円	
	定格出力 0.8kw を超え 1kw 以下			
	ミニカー		2,500 円	
二輪小型自動車	総排気量 250 cc を超えるもの		4,000 円	
小型特殊自動車	農耕用		1,600 円	
	その他（フォークリフト等）		4,700 円	
軽二輪	総排気量 125 cc を超え 250 cc 以下 （側車付を含む）		2,400 円	
軽自動車	被けん引車（二輪）			
三輪	総排気量 660 cc 以下		<b>3,100 円</b>	
四輪以上	総排気量 660 cc 以下	乗用	営業用	<b>5,500 円</b>
			自家用	<b>7,200 円</b>
		貨物用	営業用	<b>3,000 円</b>
			自家用	<b>4,000 円</b>

※ 斜字は平成27年3月31日までに登録のあった車両の税率。平成27年4月1日に新規登録のあった三輪・四輪については新税率を適用。

## ウ 納期限

5月31日。ただし、土曜日・日曜日・祝日の場合はこれらの日の翌日が納期限。

## 2 国民健康保険料

国民健康保険は、被保険者が病気やケガなどをしたとき、生活が脅されることなく安心して医療が受けられるように、日ごろから収入に応じてお金を出し合い、病気などの費用にあてる制度である。

### (1) 被保険者

新宿区に住所を有する者。ただし、国民健康保険法第6条に規定する適用除外（健康保険・船員保険・国家公務員共済組合・地方公務員等共済組合等の被保険者及びその被扶養者、後期高齢者医療制度の被保険者、生活保護世帯等）に該当する者は除く。

### (2) 保険料

各種給付の財源となる医療分、後期高齢者医療制度の保険給付を行うための支援金分、介護保険事業を行うための介護分の3つの区分の均等割額、所得割額の合計額で、世帯ごとに算定する。均等割額と所得割額の算定方法については図表2のとおりである。

図表2 国民健康保険料の均等割額、所得割率、賦課限度額（平成27年度）

区 分	均等割額	所得割額	賦課限度額
医療分	33,900円 ×世帯の被保険者数	世帯の被保険者全員の 算定基礎額×6.45/100	520,000円
支援金分	10,800円 ×世帯の被保険者数	世帯の被保険者全員の 算定基礎額×1.98/100	170,000円
介護分	14,700円 ×世帯の加入者のうち 40～64歳の被保険者数	世帯の被保険者のうち 40～64歳の算定基礎額 ×1.40/100	160,000円

※ 算定基礎額とは、前年中の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額

### (3) 納期限

6月から翌年3月までの各月の末日（12月にあっては、翌年の1月4日）。ただし、前記の日が土曜日・日曜日・祝日の場合はこれらの日の翌日が納期限。

※ 年金特別徴収については、年金の定期払（年6回）の際に年金から徴収。

### 3 介護保険料

介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支えあう制度で、40歳以上の者全員が被保険者となって保険料を納め、介護が必要と認定されたとき、介護サービスを利用できるものである。

#### (1) 被保険者

ア 新宿区に住所を有する65歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）

イ 新宿区に住所を有し、40歳から64歳までの者で医療保険に加入している者（以下「第二号被保険者」という。）

※ ア、イともに住所地特例対象者を含む

#### (2) 保険料

ア 第一号被保険者

被保険者の所得や同一世帯員の所得状況に応じ、基準額に割合を乗じて決められている。3か年の介護保険事業計画の期ごとに保険料を更新しており、現在は第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）の保険料（図表3）となっている。

イ 第二号被保険者

国民健康保険や健康保険組合など、加入している医療保険ごとの算定方法や介護保険料率に応じて算出される。

図表3 65歳以上の者の介護保険料（平成27年度～平成29年度）

保険料段階	所得などの状況		基準額に対する割合	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者		基準額 ×0.4	28,320円 (2,360円)
	①	本人が老齢福祉年金受給者		
本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて、80万円以下				
本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて、120万円以下				
第2段階	①	本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて、120万円超	基準額 ×0.488	34,560円 (2,880円)
第3段階		本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて、120万円超	基準額 ×0.7	49,560円 (4,130円)
第4段階	②	本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて、80万円以下	基準額 ×0.8	56,640円 (4,720円)

第5段階	②	本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて、80万円超	基準額	70,800円 (5,900円)
第6段階	③	本人の合計所得金額が125万円未満	基準額 ×1.1	77,880円 (6,490円)
第7段階		本人の合計所得金額が125万円以上250万円未満	基準額 ×1.2	84,960円 (7,080円)
第8段階		本人の合計所得金額が250万円以上375万円未満	基準額 ×1.4	99,120円 (8,260円)
第9段階		本人の合計所得金額が375万円以上500万円未満	基準額 ×1.549	109,680円 (9,140円)
第10段階		本人の合計所得金額が500万円以上625万円未満	基準額 ×1.849	130,920円 (10,910円)
第11段階		本人の合計所得金額が625万円以上750万円未満	基準額 ×2.088	147,840円 (12,320円)
第12段階		本人の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.449	173,400円 (14,450円)
第13段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	基準額 ×2.9	205,320円 (17,110円)
第14段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	基準額 ×3.3	233,640円 (19,470円)
第15段階		本人の合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満	基準額 ×3.5	247,800円 (20,650円)
第16段階		本人の合計所得金額が3,500万円以上	基準額 ×3.7	261,960円 (21,830円)

※ 所得などの状況のうち

- ① 世帯全員が特別区民税（住民税）非課税
- ② 被保険者が特別区民税（住民税）非課税で世帯員が特別区民税（住民税）課税
- ③ 被保険者が特別区民税（住民税）課税

※ 基準額に対する割合について 小数点以下第4位四捨五入

### (3) 納期限

#### ア 第一号被保険者

(ア) 特別徴収（年金受給額が年額18万円以上）

年金の定期払（年6回）の際に、年金から徴収する。

(イ) 普通徴収（年度途中で加入、年金受給額が年額 18 万円未満等）

4 月から翌年 3 月までの各月の末日（12 月にあつては、翌年の 1 月 4 日）。ただし、前記の日が土曜日・日曜日・祝日の場合はこれらの日の翌日が納期限。

イ 第二号被保険者

国民健康保険や健康保険組合など、加入している医療保険料と併せて徴収される。

※ 徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金に全国一括して集められ、保険者である区に「介護給付費交付金」として交付される。

#### 4 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度は、高齢期における適切な医療の確保と高齢者の福祉の増進を図ることを目的としており、その運営は都道府県単位で行っている。運営主体である「東京都後期高齢者医療広域連合」が資格の管理、保険料額の決定及び医療の給付等を行い、保険料の収納及び各種申請の受付は区が行っている。

(1) 被保険者

ア 新宿区に住所を有する 75 歳以上の者

イ 新宿区に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であつて、厚生労働省令で定める程度の障害の状態にあると東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

(2) 保険料

均等割額と所得割額の合計額で、平成 27 年度の均等割額、所得割額、限度額については、以下のとおりである。

ア 均等割額

42,200 円

イ 所得割額

総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額に 8.98/100 を乗じて得た金額

ウ 限度額

570,000 円

(3) 納期限

ア 特別徴収（年金受給額が年額 18 万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が 1 回当たりの年金受給額の 1/2 以下）

年金の定期払（年 6 回）の際に、年金から徴収する。

イ 普通徴収（年度途中で加入、特別徴収の対象外等）

7 月から翌年 3 月までの各月の末日。ただし、前記の日が土曜日・日曜日・祝日の場合はこれらの日の翌日が納期限。

### 第3 監査対象の状況

#### 1 収入未済の状況

過去5年間の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額は、図表4-1から5のとおりである。

収入未済額を見ると、特別区民税は平成23年度以降減少しているが、介護保険料は平成23年度以降増加している。一方、収入未済率を見ると、軽自動車税が平成26年度まで増加傾向にあったが、平成27年度は減少した。そのほかについては、平成23年度以降減少傾向にある。

図表4-1 特別区税（特別区民税） (単位：円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調定額	37,551,173,992	37,457,574,506	37,986,002,624	39,545,767,547	40,008,344,649
現年度分	34,291,264,727	34,288,835,115	35,146,603,048	37,101,958,654	38,010,199,996
滞納繰越分	3,259,909,265	3,168,739,391	2,839,399,576	2,443,808,893	1,998,144,653
収入済額 (収入率)	34,037,848,259 (90.6%)	34,209,865,036 (91.3%)	35,138,175,067 (92.5%)	37,083,503,840 (93.8%)	37,992,310,662 (95.0%)
現年度分 (収入率)	33,232,612,054 (96.9%)	33,355,370,067 (97.3%)	34,280,017,171 (97.5%)	36,286,420,027 (97.8%)	37,267,903,431 (98.0%)
滞納繰越分 (収入率)	805,236,205 (24.7%)	854,494,969 (27.0%)	858,157,896 (30.2%)	797,083,813 (32.6%)	724,407,231 (36.3%)
不納欠損額 (欠損率)	303,732,573 (0.8%)	393,436,685 (1.1%)	398,484,058 (1.0%)	456,936,357 (1.2%)	309,853,674 (0.8%)
収入未済額 (未済率)	3,226,099,102 (8.6%)	2,861,056,134 (7.6%)	2,458,668,857 (6.5%)	2,019,578,014 (5.1%)	1,714,787,546 (4.3%)

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

※ 収入率については収入済額／調定額、欠損率については不納欠損額／調定額、未済率については収入未済額／調定額で算出。

図表 4 - 2 特別区税 (軽自動車税)

(単位:円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
調定額	95,116,973	92,986,323	92,896,457	94,324,121	94,473,998
現年度分	79,296,900	77,698,200	77,288,600	78,364,600	78,523,500
滞納繰越分	15,820,073	15,288,123	15,607,857	15,959,521	15,950,498
収入済額 (収入率)	77,295,213 (81.3%)	75,231,562 (80.9%)	74,791,486 (80.5%)	75,798,768 (80.4%)	76,293,257 (80.8%)
現年度分 (収入率)	74,835,703 (94.4%)	73,036,683 (94.0%)	72,400,600 (93.7%)	73,496,730 (93.8%)	73,826,200 (94.0%)
滞納繰越分 (収入率)	2,459,510 (15.5%)	2,194,879 (14.4%)	2,390,886 (15.3%)	2,302,038 (14.4%)	2,467,057 (15.5%)
不納欠損額 (欠損率)	2,180,437 (2.3%)	2,156,104 (2.3%)	2,206,850 (2.4%)	2,170,855 (2.3%)	1,988,000 (2.1%)
収入未済額 (未済率)	15,799,323 (16.6%)	15,697,857 (16.9%)	16,025,321 (17.3%)	16,461,698 (17.5%)	16,297,741 (17.3%)

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

※ 収入率については収入済額/調定額、欠損率については不納欠損額/調定額、未済率については収入未済額/調定額で算出。

図表 4 - 3 国民健康保険料

(単位:円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
調定額	13,530,003,311	13,295,744,827	13,471,917,206	13,815,646,127	13,604,191,274
現年度分	9,835,748,215	9,963,671,761	10,399,746,709	10,693,430,999	10,490,619,764
滞納繰越分	3,694,255,096	3,332,073,066	3,072,170,497	3,122,215,128	3,113,571,510
収入済額 (収入率)	8,838,355,199 (65.3%)	9,001,861,129 (67.7%)	9,329,433,815 (69.3%)	9,652,076,718 (69.9%)	9,515,288,639 (69.9%)
現年度分 (収入率)	8,059,310,751 (81.9%)	8,211,747,818 (82.4%)	8,582,269,264 (82.5%)	8,909,450,281 (83.3%)	8,747,750,761 (83.4%)
滞納繰越分 (収入率)	779,044,448 (21.1%)	790,113,311 (23.7%)	747,164,551 (24.3%)	742,626,437 (23.8%)	767,537,878 (24.7%)
不納欠損額 (欠損率)	1,233,363,032 (9.1%)	1,118,445,114 (8.4%)	906,520,568 (6.7%)	918,346,581 (6.6%)	954,563,577 (7.0%)
収入未済額 (未済率)	3,480,219,111 (25.7%)	3,199,761,373 (24.1%)	3,266,776,200 (24.2%)	3,282,411,409 (23.8%)	3,169,488,411 (23.3%)

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

※ 収入率については収入済額/調定額、欠損率については不納欠損額/調定額、未済率については収入未済額/調定額で算出。

図表 4 - 4 介護保険料

(単位:円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
調定額	3,384,557,738	4,291,427,734	4,434,392,419	4,623,571,580	5,044,579,650
現年度分	3,213,473,020	4,122,109,700	4,241,072,480	4,408,665,490	4,824,642,910
滞納繰越分	171,084,718	169,318,034	193,319,939	214,906,090	219,936,740
収入済額 (収入率)	3,157,674,560 (93.3%)	4,035,347,250 (94.0%)	4,158,160,930 (93.8%)	4,325,876,350 (93.6%)	4,734,686,800 (93.9%)
現年度分 (収入率)	3,133,116,900 (97.5%)	4,016,361,080 (97.4%)	4,131,301,550 (97.4%)	4,299,374,810 (97.5%)	4,707,199,560 (97.6%)
滞納繰越分 (収入率)	24,557,660 (14.4%)	18,986,170 (11.2%)	26,859,380 (13.9%)	26,501,540 (12.3%)	27,487,240 (12.5%)
不納欠損額 (欠損率)	63,166,874 (1.9%)	71,652,975 (1.7%)	69,814,499 (1.6%)	87,067,740 (1.9%)	90,530,980 (1.8%)
収入未済額 (未済率)	172,033,994 (5.1%)	193,939,109 (4.5%)	215,710,940 (4.9%)	220,476,560 (4.8%)	229,226,010 (4.5%)

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

※ 収入率については収入済額／調定額、欠損率については不納欠損額／調定額、未済率については収入未済額／調定額で算出。

図表 4 - 5 後期高齢者医療保険料

(単位:円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
調定額	3,031,592,950	3,354,479,600	3,345,154,300	3,619,740,140	3,661,035,000
現年度分	2,960,753,200	3,280,582,300	3,269,011,900	3,550,250,600	3,587,489,700
滞納繰越分	70,839,750	73,897,300	76,142,400	69,489,540	73,545,300
収入済額 (収入率)	2,953,989,450 (97.4%)	3,274,558,300 (97.6%)	3,270,272,560 (97.8%)	3,541,614,940 (97.8%)	3,574,414,200 (97.6%)
現年度分 (収入率)	2,924,707,900 (98.8%)	3,243,423,300 (98.9%)	3,237,591,200 (99.0%)	3,515,705,600 (99.0%)	3,549,657,500 (98.9%)
滞納繰越分 (収入率)	29,281,550 (41.3%)	31,135,000 (42.1%)	32,681,360 (42.9%)	25,909,340 (37.3%)	24,756,700 (33.7%)
不納欠損額 (欠損率)	9,173,700 (0.3%)	9,233,200 (0.3%)	11,790,700 (0.4%)	11,371,900 (0.3%)	18,897,700 (0.5%)
収入未済額 (未済率)	74,582,300 (2.5%)	76,719,300 (2.3%)	69,830,840 (2.1%)	74,068,800 (2.0%)	72,600,500 (2.0%)

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

※ 収入率については収入済額／調定額、欠損率については不納欠損額／調定額、未済率については収入未済額／調定額で算出。

## 2 収納方法の状況

### (1) 口座振替

軽自動車税を除く監査対象では、口座振替による収納方法を導入している。過去5年間の口座振替の加入率（図表5）を見ると、後期高齢者医療保険料の加入率が平成23年度以降伸びている。

図表5 口座振替加入率（各年度 年度末現在）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
特別区民税	34.5%	35.9%	35.2%	33.5%	34.0%
国民健康保険料	28.4%	28.0%	26.5%	24.8%	23.4%
介護保険料	27.1%	24.6%	30.9%	22.0%	24.5%
後期高齢者医療保険料	20.6%	21.5%	23.0%	23.8%	24.7%

※ 特別区民税及び介護保険料は普通徴収者における加入率、国民健康保険料は加入世帯における加入率、後期高齢者医療保険料は被保険者における加入率を表記している。

### (2) 収納方法別の収入状況

収入未済を発生させないためには、納税義務者や被保険者が納付しやすい環境を整えることが必要である。その一つとしてコンビニ収納を軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料は平成18年度、特別区民税は平成19年度、後期高齢者医療保険料は平成20年度（制度開始時）から導入している。モバイル収納については、後期高齢者医療保険料を除いて、平成23年度から導入している。

直近2年間の収納方法の内訳（図表6-1から5）を見ると、特別徴収以外の収納方法では、口座振替、銀行・郵便局収納、コンビニ収納の割合が高くなっている。

※ モバイル収納…納付書に印刷されたバーコードを携帯電話のカメラで読み取り、モバイルバンキング（携帯電話からインターネットを経由して利用する銀行サービス）に接続して納付を行う方法

表 6 - 1 収納方法内訳（特別区税・特別区民税）

区 分 収納方法	平成 26 年度		平成 27 年度	
	収入済額（円）	割 合	収入済額（円）	割 合
合 計	37,083,503,840	100%	37,992,310,662	100%
特別徴収	22,381,951,475	60.4%	23,508,037,389	61.9%
口座振替	5,457,968,202	14.7%	5,418,598,883	14.2%
銀行・郵便局収納	5,512,863,927	14.9%	5,235,203,282	13.8%
コンビニ収納	3,110,723,709	8.4%	3,233,485,140	8.5%
モバイル収納	16,488,795	0.0%	22,814,786	0.1%
訪問徴収	50,442	0.0%	340,070	0.0%
窓口収納等	603,457,290	1.6%	573,831,112	1.5%

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

※ 窓口収納等には軽自動車税からの振替及び還付等を含む。

図表 6 - 2 収納方法内訳（特別区税・軽自動車税）

区 分 収納方法	平成 26 年度		平成 27 年度	
	収入済額（円）	割 合	収入済額（円）	割 合
合 計	75,798,768	100%	76,293,257	100%
特別徴収				
口座振替				
銀行・郵便局収納	35,949,930	47.4%	35,584,300	46.6%
コンビニ収納	36,894,900	48.7%	39,370,111	51.6%
モバイル収納	41,000	0.1%	48,800	0.1%
訪問徴収	15,600	0.0%	0	0%
窓口収納等	2,897,338	3.8%	1,290,046	1.7%

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

※ 窓口収納等には特別区民税からの振替及び還付等を含む。

図表 6 - 3 収納方法内訳（国民健康保険料）

区 分 収納方法	平成 26 年度		平成 27 年度	
	収入済額（円）	割 合	収入済額（円）	割 合
合 計	9,748,463,093	100%	9,629,440,492	100%
年金徴収	139,270,118	1.4%	137,024,229	1.4%
口座振替	3,940,897,069	40.4%	3,743,294,332	38.9%
銀行・郵便局収納	1,841,568,173	18.9%	1,771,165,890	18.4%
コンビニ収納	2,948,645,846	30.3%	3,103,972,089	32.2%
モバイル収納	6,841,981	0.1%	8,264,301	0.1%
訪問徴収				
窓口収納等	871,239,906	8.9%	865,719,651	9.0%

※ 収入済額は、還付額及び還付未済額を含む。

※ 窓口収納等には高額療養費充当等を含む。

図表 6 - 4 収納方法内訳（介護保険料）

区 分 収納方法	平成 26 年度		平成 27 年度	
	収入済額（円）	割 合	収入済額（円）	割 合
合 計	4,325,876,350	100%	4,734,686,800	100%
特別特徴	3,568,223,090	82.5%	3,923,889,180	82.9%
口座振替	263,077,440	6.1%	292,449,760	6.2%
銀行・郵便局収納	152,637,450	3.5%	151,658,740	3.2%
コンビニ収納	203,046,060	4.7%	227,464,980	4.8%
モバイル収納	181,170	0.0%	124,600	0.0%
訪問徴収	1,773,260	0.0%	2,353,820	0.0%
窓口収納	136,937,880	3.2%	136,745,720	2.9%

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

図表 6 - 5 収納方法内訳（後期高齢者医療保険料）

区 分 収納方法	平成 26 年度		平成 27 年度	
	収入済額（円）	割 合	収入済額（円）	割 合
合 計	3,541,614,940	100%	3,574,414,200	100%
特別特徴	1,135,317,700	32.1%	1,085,257,100	30.4%
口座振替	1,577,823,300	44.5%	1,664,717,300	46.6%
銀行・郵便局収納	508,718,200	14.4%	497,043,300	13.9%
コンビニ収納	244,431,400	6.9%	257,923,500	7.2%
モバイル収納				
訪問徴収	29,229,800	0.8%	22,738,300	0.6%
窓口収納等	46,094,540	1.3%	46,734,700	1.3%

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

※ 後期高齢者医療保険料では、平成 27 年度まで徴収嘱託員による訪問徴収を実施。

※ 窓口収納等には支援金充当等を含む。

### 3 滞納整理の状況

#### (1) 督促状の送付

督促状は、法令等により納税義務者や被保険者が、税や保険料を納期限までに納付しない場合に、納期限経過後 20 日以内に送付することとなっている。

過去 5 年間に送付した督促状の送付件数は、図表 7 のとおりである。

図表 7 督促状送付件数 (単位：件)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特別区民税	95,643	93,474	96,316	97,459	96,046
軽自動車税	6,050	6,109	5,675	6,048	6,397
国民健康保険料	264,929	266,490	271,865	285,843	286,720
介護保険料	35,462	38,180	39,088	39,345	39,393
後期高齢者医療保険料	9,796	10,744	10,305	9,801	9,965

#### (2) 催告書の送付

催告書は、滞納者の自主的な納付を促すために送付しており、催告時期や回数等は監査対象により異なっている。

過去 5 年間に送付した催告書の送付件数は、図表 8 のとおりである。

図表 8 催告書送付件数

(単位：件)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特別区民税	65,438	67,656	64,759	69,582	62,258
軽自動車税	4,268	3,501	3,064	2,815	2,462
国民健康保険料	77,489	86,324	83,235	85,758	90,183
介護保険料	6,254	6,821	7,205	6,798	3,910
後期高齢者医療保険料	2,503	2,148	2,042	1,350	2,185

※ 介護保険料は、平成 28 年度からの送付条件と時期の変更に合わせて、平成 27 年度の催告書の送付回数を 1 回減らしたため、送付件数が少なくなっている。

※ 後期高齢者医療保険料は平成 26 年度に送付時期を変更したため、送付件数が少なくなっている。

## (3) 民間事業者の活用

平成 23 年度に設置された特別区民税における「納税催告センター」、国民健康保険料における「電話催告センター」では、初期段階の滞納者に対する、電話による納付案内等の業務を民間事業者へ委託している。過去 5 年間の各催告センターの実績については、図表 9-1、2 のとおりである。

図表 9-1 納税催告センター実績

内 容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
架電件数	25,730	47,190	56,266	67,490	72,668
(内 着信件数)	(8,793)	(10,119)	(10,532)	(10,157)	(13,379)
受電件数	2,806	3,293	3,864	4,103	4,054
納付金額 (円)	126,703,782	220,702,386	342,190,721	447,653,774	464,286,754

※ 平成 23 年度は 10 月～3 月の合計で、平成 27 年 9 月からは特別徴収も対象

※ 納付金額については、催告センターより架電後 30 日以内に納付があった世帯の納付額全額を集計

図表 9-2 電話催告センター実績

内 容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
架電件数	43,339	77,518	80,071	88,961	90,961
(内 着信件数)	(9,984)	(17,582)	(16,415)	(19,347)	(19,141)
受電件数	4,487	6,924	6,899	6,801	6,164
納付金額 (円)	39,973,933	86,616,000	92,369,000	85,036,000	88,932,000

※ 平成 23 年度は 10 月～3 月の合計

※ 納付金額については、催告センターより架電後 30 日以内に納付があった世帯の納付額全額を集計

#### (4) 納付相談等

開庁時や毎週火曜日の窓口業務の時間延長時以外にも以下のとおり、納付相談等を実施している。

##### ア 特別区民税・軽自動車税

休日対応を年8回実施。平成27年度は、休日納税相談6回、休日訪問催告1回、休日電話催告1回を実施。

##### イ 国民健康保険料

休日窓口の開設（毎月第4日曜日）時に納付相談を実施。この他、夜間電話催告を年4回実施。

##### ウ 後期高齢者医療保険料

平成28年度から、夜間電話催告を実施。

#### (5) 滞納処分

督促状による納期限経過後、催告書の送付や納付相談等により自主的な納付を促しているが納付が見込めない場合は、法令に基づく財産調査を行い、状況に応じて財産の差押えや公売等の滞納処分が行われている。また、税務課では平成20年度から、動産・不動産の換価にインターネットを活用した公売方式を導入している。

過去5年間の差押実績は、図表10-1から5のとおりであり、差押内容をみると、換価しやすい債権を中心に差押えが行われている。

また、滞納処分的一种である交付要求は、滞納者の財産に対して強制換価手続が行われた場合において、その手続きから交付（配当）を求める手続きである。過去5年間の交付要求の件数については、図表11のとおりである。

図表10-1 差押実績（特別区税・特別区民税）

種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合計（件数）	1,237	1,962	2,158	2,523	3,028
（金額：円）	614,010,294	488,709,545	470,182,238	493,151,819	493,932,319
債権（件数）	1,119	1,844	2,110	2,477	2,995
（金額：円）	521,023,951	406,397,872	424,627,225	445,803,762	478,793,335
動産（件数）	8	13	0	1	3
（金額：円）	80,685	511,147	0	602	25,872
不動産（件数）	106	103	48	41	26
（金額：円）	92,387,830	81,535,029	45,555,013	46,983,282	14,365,523
その他（件数）	4	2	0	4	4
（金額：円）	517,828	265,497	0	364,173	747,589

図表 10 - 2 差押実績 (特別区税・軽自動車税)

種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計 (件数)	76	117	93	80	92
(金額:円)	577,600	1,657,600	502,811	589,762	761,000

※ 軽自動車税については合計件数・金額のみ掲載

図表 10 - 3 差押実績 (国民健康保険料)

種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計 (件数)	333	906	654	938	727
(金額:円)	214,276,046	377,627,044	268,048,913	333,738,261	268,895,594
債 権 (件数)	330	901	650	926	725
(金額:円)	209,549,518	370,897,667	264,112,095	320,955,535	266,565,366
動 産 (件数)	0	0	0	0	0
不動産 (件数)	3	5	4	12	2
(金額:円)	4,726,528	6,729,377	3,936,818	12,782,726	2,330,228

図表 10 - 4 差押実績 (介護保険料)

種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計 (件数)	0	0	0	0	0

※ 実績なし

図表 10 - 5 差押実績 (後期高齢者医療保険料)

種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計 (件数)	0	6	4	6	7
(金額:円)	0	2,815,600	3,077,900	1,307,100	2,577,600
債 権 (件数)	0	4	2	4	7
(金額:円)	0	1,443,400	1,271,400	940,400	2,577,600
動 産 (件数)	0	0	0	0	0
不動産 (件数)	0	2	2	2	0
(金額:円)	0	1,372,200	1,806,500	366,700	0

図表 1 1 交付要求件数

(単位：件)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特別区民税	156	138	126	127	92
軽自動車税	6	6	10	10	7
国民健康保険料	6	31	49	34	27
介護保険料	0	0	0	0	1
後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0

(6) 資格証明書・短期被保険者証

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律では、保険料を滞納している世帯主が災害や政令で定める特別な事情がある場合を除き、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める間に当該保険料を納付しない場合においては、被保険者証の返還を求め、世帯主（被保険者）が被保険者証を返還したときは、被保険者資格証明書を交付している。

また、滞納世帯（滞納者）に対して、接触機会を増やし保険料納付の履行を促すため、被保険者証の有効期間を短い期間で定める短期被保険者証の交付も行っている。

過去 5 年間の資格証明書及び短期被保険者証交付数については、図表 1 2 - 1、2 のとおりである。

図表 1 2 - 1 資格証明書・短期被保険者証交付数（国民健康保険料）（単位：世帯）

内 容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資格証明書	693	2,066	2,565	2,154	2,542
短期被保険者証	9,182	3,477	7,093	2,914	5,583

図表 1 2 - 2 資格証明書・短期被保険者証交付数（後期高齢者医療保険料）（単位：人）

内 容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資格証明書	0	0	0	0	0
短期被保険者証	0	35	0	23	0

(7) 給付制限

介護保険では、特別な事情がなく介護保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じた給付の一時差し止めや保険給付の割合の引下げ等の給付制限を行っている。

過去 5 年間の給付制限を受けた者の数は、図表 1 3 のとおりである。

図表 1 3 給付制限数

(単位：人)

内 容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
給付制限	31	38	19	45	40

#### 4 不納欠損の状況

法令に定める時効や執行停止により、区の債権が消滅したとき、これを整理するために不納欠損処理を行っている。

過去 5 年間の不納欠損の事由別の金額の内訳は、図表 1 4 - 1 から 5 のとおりである。

図表 1 4 - 1 不納欠損内訳 (特別区税・特別区民税)

(単位：円)

根 拠	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計	303,732,573	393,436,685	398,484,058	456,936,357	309,853,674
執行停止 地方税法第 15 条の 7	242,937,526	303,611,488	311,240,148	395,387,247	270,949,940
執行停止期間中 の消滅時効	28,632,072	43,371,986	47,154,902	33,079,598	15,766,009
消滅時効 地方税法第 18 条	32,162,975	46,453,211	40,089,008	28,469,512	23,137,725

図表 1 4 - 2 不納欠損内訳 (特別区税・軽自動車税)

(単位：円)

根 拠	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計	2,180,437	2,156,104	2,206,850	2,170,855	1,988,000
執行停止 地方税法第 15 条の 7	274,000	246,729	346,150	221,255	164,700
執行停止期間中 の消滅時効	257,600	373,200	414,500	374,000	254,000
消滅時効 地方税法第 18 条	1,648,837	1,536,175	1,446,200	1,575,600	1,569,300

図表 1 4 - 3 不納欠損内訳 (国民健康保険料)

(単位：円)

根 拠	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消滅時効 国保法第 110 条	1,233,363,032	1,118,445,114	906,520,568	918,346,581	954,563,577

図表 1 4 - 4 不納欠損内訳 (介護保険料) (単位:円)

根 拠	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消滅時効 介護法第 200 条	63,166,874	71,652,975	69,814,499	87,067,740	90,530,980

図表 1 4 - 5 不納欠損内訳 (後期高齢者医療保険料) (単位:円)

根 拠	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
合 計	9,173,700	9,233,200	11,790,700	11,371,900	18,897,700
執行停止 地方税法第 15 条の 7	0	0	0	18,100	0
消滅時効 高齢者法第 160 条	9,173,700	9,233,200	11,790,700	11,353,800	18,897,700

※ 執行停止による納付・納入義務の消滅

地方税法第 15 条の 7 第 4 項に該当

停止が 3 年間継続

地方税法第 15 条の 7 第 5 項に該当

即時

※ 時効による消滅

地方税法第 18 条第 1 項

5 年

国民健康保険法第 110 条第 1 項

2 年

介護保険法第 200 条第 1 項

2 年

高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条第 1 項

2 年

### Ⅲ 監査の結果

### Ⅲ 監査の結果

#### 第1 総括意見

収入未済については、平成16年度の行政監査で特別区民税、軽自動車税、国民健康保険料及び介護保険料を対象に実施し、口座振替の利用率の向上、滞納における早期着手の重要性及び適切な進行管理を行うなどチェック体制の強化等について監査意見を述べたところである。

その後、区では、納付機会の拡大、催告センターの設置、滞納整理支援システムの導入等、税や保険料の収入未済額の減少に向けた様々な取組みが進められてきた。一方、平成16年度の監査当時に行われていた徴収嘱託員制度は役割を終え廃止された。また、平成20年度には後期高齢者医療保険制度が開始され、当初より口座振替の推奨やコンビニ収納の導入等、積極的な取組みがなされてきた。

このような区の実施により、過去5年間の状況を見ると、収入未済率が減少傾向にあることから、収入未済における区の対応について、多少の課題はあるもののおおむね適正であると認められる。

以下、提出された関係書類・対象部局の事情聴取等から得た監査結果を着眼点別に総括する。

#### 1 収入未済（滞納）を発生させない取組みは、適切に行われているか。

##### (1) 口座振替加入率の向上について

口座振替は、区民の利便性があるとともに、区にとっても加入率を高めることで収入未済を縮減できる収納方法である。

軽自動車税を除き、口座振替を推進するため、納付通知書の送付時や納付相談時、区のホームページ等を活用して広く周知活動を行っている。また、国民健康保険料では、年1回キャンペーンを実施し、口座振替の維持に努めている。

口座振替加入率（図表5）を見ると、平成23年度から平成27年度までの5年間の加入率は、後期高齢者医療保険料では増加しているが、他のものでは、若干の増減はあるものの減少傾向となっている。この要因は、コンビニ収納の導入等によるものとも考えられる。しかし、口座振替は、確実に収納が見込めるとともに、費用対効果があることから、引き続き加入率を高める必要がある。

今後も、達成目標を定めた上で、口座振替加入率の向上に努力されたい。

## (2) 納付機会の拡大について

近年、流通形態の効率化や技術革新が進み、公共料金等のコンビニエンスストアでの納付や携帯端末を活用した納付も可能となった。

このため、軽自動車税、国民健康保険料及び介護保険料では平成18年度から、特別区民税では平成19年度から、後期高齢者医療保険料では平成20年度（制度開始時）から、それぞれコンビニ収納を導入した。

また、区では、携帯端末を利用したモバイル収納を、後期高齢者医療保険料を除き平成23年度から導入し、納付機会の拡大に努めている。

収納方法内訳（図表6-1から5）を見ると、コンビニ収納は平成26年度及び平成27年度の2年間の収入済額は、すべてのもので増加しており、割合も高い数値となっている。このことは、コンビニ収納が収納方法の一つとして定着したものとなっており、収納率の向上に寄与していることを示している。

なお、コンビニ収納は、委託手数料が金融機関での収納よりも高くなっているものの、前記のとおり、収納方法の一つとして定着していることから、区民の利便性を考えれば、利用促進を図るべきである。

一方、モバイル収納は、収納方法の中で収入済額が低く、軽自動車税や介護保険料では、収入済額が特に低いものとなっている。しかし、委託手数料はコンビニ収納と同額で、今後より一層携帯端末の活用が考えられるため、モバイル収納を広く利用されるよう周知をされたい。

このほか、クレジットカード等の新たな収納方法の導入についても、先行自治体の状況や必要性、費用対効果などの観点から検討されたい。

以上、若干の課題はあるものの、収入未済（滞納）を発生させない取組みについては、おおむね適正に行われていると認められる。

## 2 滞納整理事務は、効率的に行われているか。

### (1) 滞納整理担当職員の専門的知識等の修得について

滞納整理事務にあたっては、専門的知識の修得や実践的経験が必要である。また、その経験を蓄積し、承継していくことが大切である。

このため、各所管課では、滞納整理の実務におけるマニュアルの作成やOJTの実施等により、職場内における知識や経験の共有化に努めてきているほか、その重要性を認識し、外部の研修にも参加して専門的知識の修得に努

めてきている。

特に税務課では、平成27年度に週1回東京都主税局から職員の派遣を受け、訪問などでの納付交渉や滞納処分等の滞納整理事務についてのアドバイスを受けていたほか、平成28年度は東京都主税局へ職員を派遣し、そこで修得した滞納整理事務について課内研修等を行っている。医療保険年金課でも、平成24年度から東京税務協会から職員の派遣を受け、専門研修を実施したり、訪問などでの納付交渉や滞納処分等の滞納整理事務についてのアドバイスを受けていたりして、それぞれ専門的知識や実践的経験の修得に努めていた。

ところで、専門的知識や実践的経験は、個人が主体的に培っていくものであるが、その知識や経験が組織の中で発揮されてこそ意義がある。組織には、職員の定期的な異動があり、異動自体は組織の刷新に役立つものであるが、同時に個人の知識や経験が引き継がれることなく、組織力の低下を招く恐れもある。こういった観点からも、知識や経験を組織で共有するとともに、確実に承継していくことが重要である。

各所管課においては、引き続き外部の専門的な研修やOJT等を積極的に活用し、滞納整理担当職員の専門的知識の修得や組織力の維持向上に努められたい。

## (2) 初期段階の滞納者に対する対応について

滞納期間が長期化するほど徴収の困難さは増していき、滞納整理コストの上昇を招く結果となる。このサイクルを解消するため、滞納初期に、迅速な対応をすることが重要である。

このため、初期段階の滞納者への対応として、区は、平成23年10月から民間事業者を活用し、特別区民税では「納税催告センター」を、国民健康保険料では「電話催告センター」を設置した。そして各催告センターが電話による納付の案内等を効率的に実施してきた。

各催告センターの実績（図表9-1、2）を見ると、平成24年度から平成27年度までの4年間の数値は、特別区民税における「納税催告センター」の実績（図表9-1）が架電件数、納付金額ともに年々増加し、国民健康保険料における「電話催告センター」の実績（図表9-2）も架電件数は明らかに増加している。納付金額についても、多少の増減はあるものの全体的には増加傾向にあるといえる。加えて、収入未済額の状況（図表4-1、3）を見ると、平成24年度と平成27年度の比較では収入未済額及び収入未済率ともに減少しており、初期段階での滞納者への対応としては一定の効果を上げていると言える。また、初期段階での滞納者について、各催告センター

が対応することにより、職員が専門的な滞納整理事務に専念できる利点がある。

今後も、滞納の長期化を防ぐとともに、収入未済の縮減を図るため、初期段階の滞納者の対応について、引き続き努力されたい。

### (3) 滞納整理事務の進行管理について

適切な滞納整理事務を行うためには、催告書等の送付状況や交渉経過等の記録や交渉内容などの状況を確認し、滞納整理事務の進捗状況をチェックすることが必要である。

平成16年度の行政監査の実施時は、滞納整理の進捗状況を整理して記録するものとして、特別区民税及び軽自動車税では「滞納総括票」、国民健康保険料では「国民健康保険料整理票」、介護保険料では「介護保険料徴収票」をそれぞれ作成し管理していた。しかし、その記録内容について、個々の滞納者の交渉記録は紙ベースの滞納総括票等で管理しており、担当者以外の者が目にする機会がほとんどない状態であった。

その後、効率的な滞納整理事務の実施や収納率の向上を目的に、特別区民税及び軽自動車税は平成17年度に、国民健康保険料は平成21年度に、それぞれ滞納整理支援システムを導入した。

同システムを導入したことにより、納付交渉の経過について年度を通じて記録として残すことができ、かつ担当者以外の者でも交渉経過や納付状況等を把握することができるようになった。また、財産調査の照会文書や差押調書等の書類も簡易に作成できるようになり、事務の効率化が図れるに至った。

また、同システムを活用して、特別区民税や国民健康保険料について、各係長が滞納整理の進捗状況を確認している。これにより、チェック体制の強化を図ることができ、交渉経過の記載漏れ等を防いでいる。さらに、滞納整理における初期の状況を迅速に把握し、滞納処分を行うための財産調査を早期に着手できるなど、同システムの導入は滞納整理の適切な進行管理に大きく寄与している。

ところで、同システムは事務の効率化に貢献するものであるが、滞納に関する情報は特定個人の重大な秘密に関するものであり、情報が漏えいする等のリスクを有するものであるから、個人情報保護や情報の管理には十分留意されたい。

今後も、滞納整理のチェック体制の強化を行うとともに、滞納整理支援システム等を活用した更なる事務の効率化を進められたい。

以上、滞納整理事務はおおむね効率的に行われているものと認められる。

### 3 不納欠損処理は、適時、適正に行われているか。

不納欠損処理とは、収入未済額から将来に亘って収入される見込みのない債権を除去することをいい、法令等の定めによって区の債権が消滅したとき、これを整理するため行うものである。

しかし、不納欠損処理は法令等に基づき認められているとはいえ、最終的な会計処理制度であるから、区は一旦確定させた債権については、厳正な管理を行うべきであり、慎重な取扱いが要求されるものである。

平成23年度から平成27年度までの5年間の不納欠損額は、図表14-1から5（P21～22）のとおりとなっている。

このうち、介護保険料以外のもは、督促や催告のほか財産調査を前提とした滞納処分等、一定の努力を行った結果として、将来的にも徴収が見込まれないため、法令の定めに基づき消滅した債権につき不納欠損処理を行っており、この処理は、適時、適正に行われていた。

しかし、今回、不納欠損となった介護保険料では、督促や催告等を行っているものの、事前の財産調査等が行われずそのまま時効を迎え、時効による消滅を事由に不納欠損処理を行っていた。時効が成立する前に、特別区民税等と同様に財産調査をした上で、滞納処分も含めた徴収の努力をされたい。

以上、課題はあるものの、不納欠損処理はおおむね適時、適正に行われていると認められる。

## 第2 今後に向けて

税金や保険料は、行政サービスを財政面から支えるもので、区民の公平な負担という観点からも、確実な徴収を行う必要がある。そのため、一部の滞納者が不当に負担の責任を免れることがないように、滞納状況を適切に把握した上で、徴収を行わなければならない。

各所管課では、滞納整理に当たり、滞納者に関する情報を適切に管理し、納付相談や訪問催告等の様々な取組みを通じて徴収のノウハウを蓄積しており、収入未済の縮減に努力してきたことが認められる。

しかし、このことについて、各所管課間における情報の共有や連携が十分に

進んでいるとは言い難い。

特に、特別区民税や各保険料については、同一人が特別区民税や各保険料を同時に滞納する場合もあり、各所管課が連携して徴収に当たれば、今まで以上に事務の効率化が図られ、かつその成果も上げられるものと考え。個人情報保護に十分留意しつつ、情報の共有や連携を図るための連絡会等の仕組みづくりの検討を望むものである。

また、新宿区新宿自治創造研究所の報告によると、新宿区は単身者世帯や外国人人口の割合が23区の中で一番高い値となっている。また、転入率・転出率もともに他区と比べて高い率となっている。

このような特性から、特別区民税や各保険料を滞納したまま転出してしまう場合もあり、一旦、区外に転出すると徴収がきわめて困難となる。確実に徴収を行うためには、転出する前の対応が欠かせないと考え。このため、今回監査対象となった所管課だけでなく、情報システムの担当課や窓口業務を行う特別出張所等も含めた全庁的な連携体制を取るなど、新宿区の特性を踏まえた対策を望むものである。

資 料 等

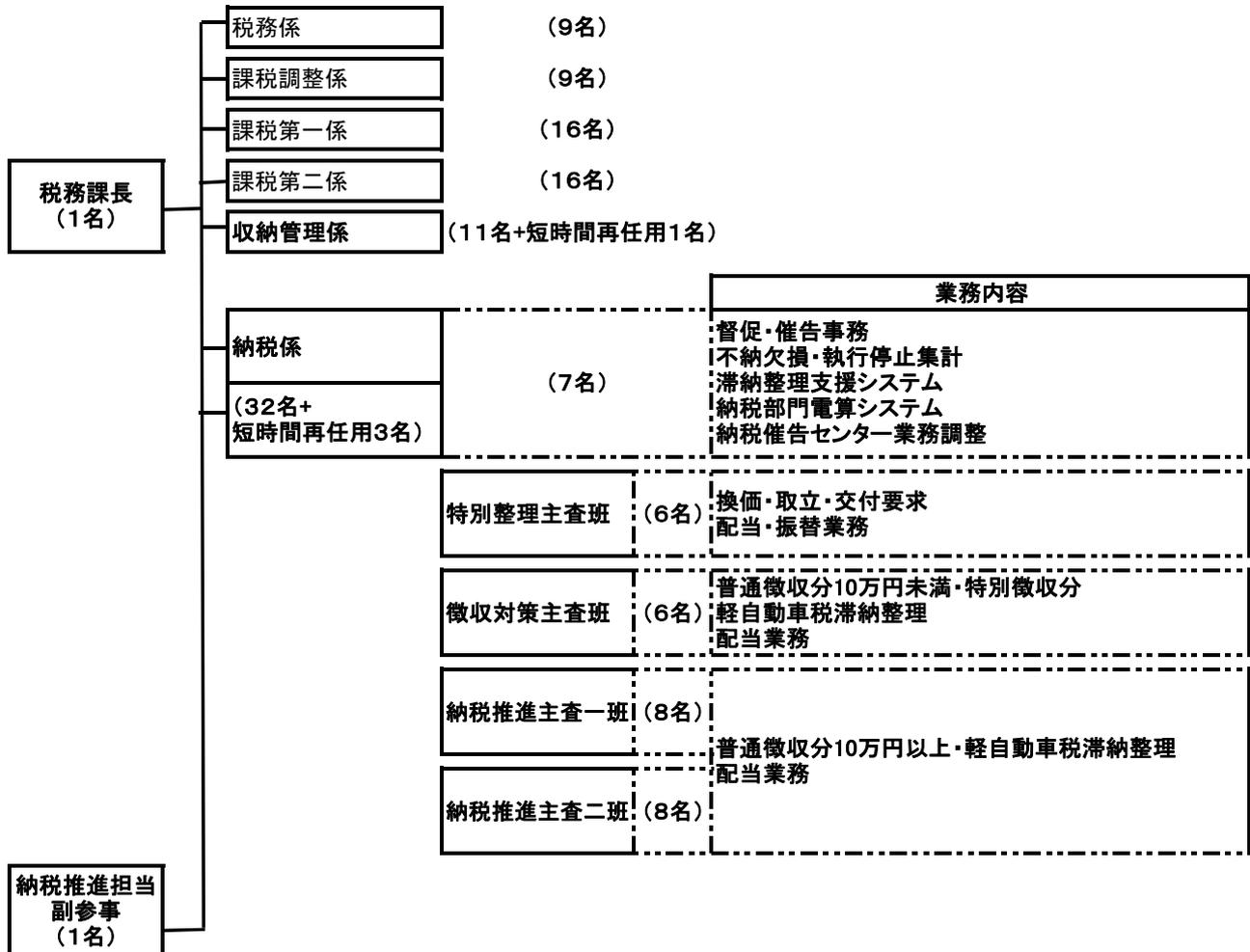
別表 監査委員による質問実施状況

実施日	対象	対象課
平成 28 年 12 月 15 日	介護保険料 国民健康保険料	福祉部介護保険課 健康部医療保険年金課
平成 28 年 12 月 16 日	後期高齢者医療保険料 特別区税 (特別区民税・軽自動車税)	健康部高齢者医療担当課 総務部税務課

資料1-1 税務課組織図(主に滞納整理事務)

(平成28年4月1日現在)

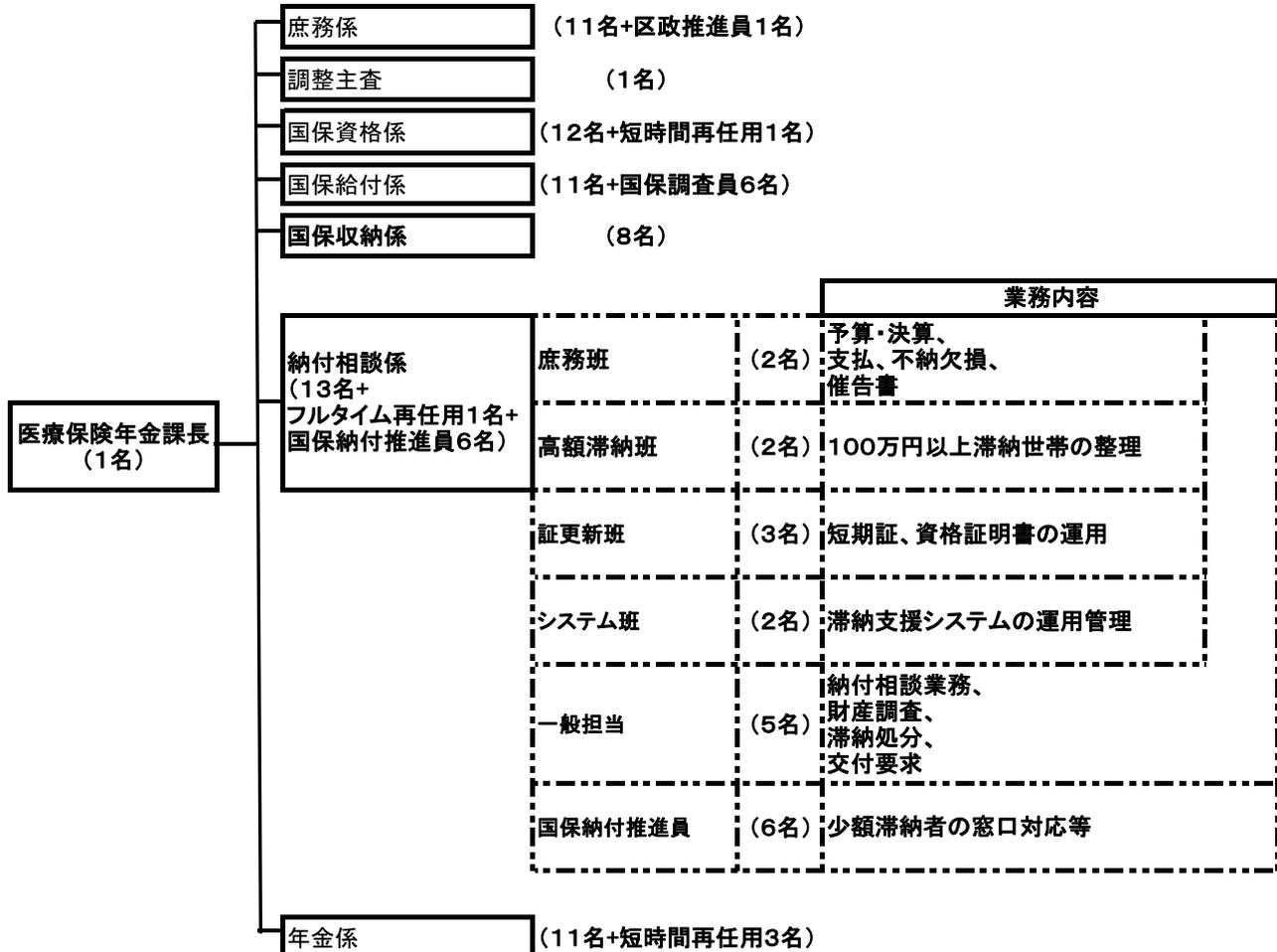
(職員95名、短時間再任用4名)



資料1-2 医療保険年金課組織図(主に滞納整理事務)

(平成28年4月1日現在)

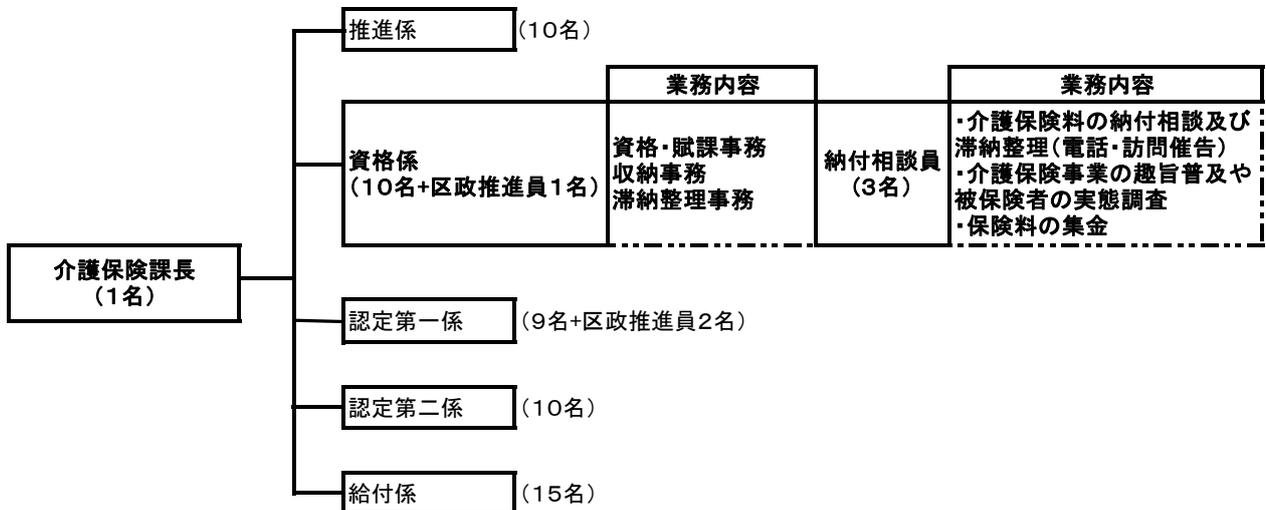
(職員68名、フルタイム再任用1名、短時間再任用4名、区政推進員1名)  
(国保調査員6名、国保納付推進員6名)



資料1-3 介護保険課組織図(主に滞納整理事務)

(平成28年4月1日現在)

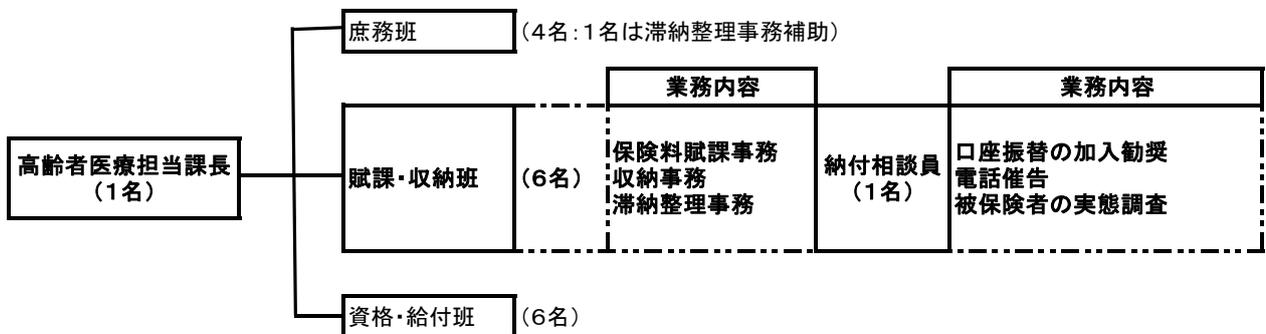
(職員55名、区政推進員3名、納付相談員3名)



資料1-4 高齢者医療担当課組織図(主に滞納整理事務)

(平成28年4月1日現在)

(職員17名、納付相談員1名)



## 資料2 対象者数の推移

過去5年間の対象者数の推移

### 1 特別区税(特別区民税) (単位:人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
納税義務者	174,065	174,595	179,162	183,445	187,474

※ 納税義務者数は、各年度、翌年の5月末日現在の人数。

### 2 特別区税(軽自動車税) (単位:台)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
納税対象台数	29,568	28,463	27,809	27,473	26,951

※ 納税対象台数は、各年度、翌年の5月末日現在の台数(過年度分も含む)。

### 3 国民健康保険料 (単位:世帯)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
加入世帯数	74,860	75,908	77,884	79,023	79,367

※ 加入世帯数は、各年度3月末日現在の世帯数。

### 4 介護保険料 (単位:人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
被保険者数	61,632	63,807	65,432	66,874	67,861

※ 被保険者数は、各年度3月末日現在の人数。

### 5 後期高齢者医療保険料 (単位:人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
被保険者数	29,191	29,771	29,983	30,248	30,862

※ 被保険者数は、各年度3月末日現在の人数。

印刷物作成番号  
2016-7-5101

平成28年度  
行政監査結果報告書  
収入未済について  
平成29年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により330部印刷製本しています。その経費として、1部あたり207円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。